　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【様式１】共同・受託研究に参画する学生用

共同研究・受託研究等に参画するにあたっての同意書

国立大学法人横浜国立大学　学長　　殿

大学院〇〇〇研究院　　〇〇　〇〇　殿（研究担当教員名を記入）

学籍番号（自筆）：

署名：　　　　　　　　　　（印）

署名日（自筆）：　　年　　月　　日

私は、国立大学法人横浜国立大学（以下「大学」といいます。）で実施する下記の研究に参画するにあたり、次のことに同意します。

・研究テーマ名／プロジェクト名称：〇〇〇〇〇（※赤字部分は指導教員に照会してください）

・予定する従事期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

・共同研究相手先もしくは委託元の名称：〇〇〇〇株式会社

↓下記の各チェックボックスに☑を入れてください

①　大学が締結する契約に基づき、指導教員または相手方企業等から「秘密」であるとして開示された情報（秘密情報）については、指導教員等から示された期間中は秘密を守ること、また参画した研究に関する成果の公表を行う際は、事前に指導教員等と相談すること。

②　大学での研究活動により、発明、考案、意匠、ノウハウ及び回線配置並びにプログラム等の著作権の対象となる創作として知的財産権を取得しうる成果が生じた場合には、「国立大学法人横浜国立大学職務発明規則」及び「国立大学法人横浜国立大学職務発明規則運用細則」の適用を受けること。※裏面の規則参照先を必ず確認したうえでチェックすること

③　大学が上記②の知的財産権取得のために出願等を行う場合において、その手続きに必要な書面の提出等に協力すること。

④　大学での研究活動により生じた研究成果有体物の取扱いは、「国立大学法人横浜国立大学研究成果有体物取扱規則」及び「国立大学法人横浜国立大学研究成果有体物取扱規則運用細則」の適用を受けること。※裏面の規則参照先を必ず確認したうえでチェックすること

知的財産支援室・利益相反マネジメント委員会

* 研究を主管する教職員　各位

・研究担当教員は、共同・受託研究に学生を参画させる前に学生に対して説明を行い、理解が得られた際には、本同意書に署名を受け、共同・受託研究に参加させることができます。

・この同意書は研究担当教員が保管してください。

・本同意によって学生が発明等を行った場合は、本同意書の原本を、職務発明規則第５条第１項に定める「発明の届出書」に添付し、部局経由で知的財産支援室に提出してください。

・本同意が得られない場合でも、学生の教育を受ける権利や就職時の選択の自由などを損なうなどの不利益取扱いがないよう配慮をお願いします。

◎学生　各位

本同意書に署名するにあたり、下記の大学の知的財産の取扱いを必ずご確認ください。

１．横浜国立大学職務発明規則・同運用細則における発明等の取扱いについて

職務発明規則：<https://somu-somu.ynu.ac.jp/gakugai/kisoku/act/frame/frame110000077.htm>

同運用細則：<https://somu-somu.ynu.ac.jp/gakugai/kisoku/act/frame/frame110000078.htm>

（特に重要な部分を抜粋）

◎規則

・第４条第１項：同意に基づき規則を適用することの定め

・第６条第５項／第９条／第１０条／第１８条：規則適用者の義務

・第１２条／第１３条／第１４条：譲渡に対する発明者への補償金についての定め

◎運用細則

　　・第４条／第５条／第６条／第７条：発明者への補償金算定及び支払いについての詳細

２．横浜国立大学研究成果有体物取扱規則・同運用細則における研究成果有体物の取扱いについて（抜粋）

研究成果有体物規則：

<https://somu-somu.ynu.ac.jp/gakugai/kisoku/act/frame/frame110000212.htm>

同運用細則：

<https://somu-somu.ynu.ac.jp/gakugai/kisoku/act/frame/frame110001160.htm>

（特に重要な部分を抜粋）

◎規則

　　・第２条第１項(1)ロ：同意に基づき規則を適用することの定め

・第２条第１項(2)、同条項(4)：研究成果有体物及び作製者の定義

　　・第３条：研究成果有体物の帰属

　　・第４条／第５条／第８条／第９条／第１０条：規則適用者の義務

　◎運用細則

　　・第２条／第５条：作製者への補償金算定及び支払いについての詳細

３．留意事項

・本同意書に同意して研究に参画し、発明等の創出に関わった場合であって、かつ大学が当該発明等を「承継する」旨の決定を行った際には、別途、権利譲渡証書に押印いただくこととなります。

・本同意書に同意しなかった場合は、該当のプロジェクトには参加いただけませんが、大学が個々人の研究活動を阻害したり制限したりすることはありません。

４．リンク

横浜国立大学研究推進機構HP＿知的財産の手引き　　※卒修了後も閲覧が可能です

　URL：<https://www.ripo.ynu.ac.jp/researcher/result/ipconsultation/>

５．本件問い合わせ先

横浜国立大学　産学・地域連携課知的財産係　　　e-mail：sangaku.chiteki@ynu.ac.jp